農地を“売りたい”“貸したい”方は、ぜひご参加を！
担い手の方々と**出会える・話ができるチャンス**です！！

地域の農地の有効利用に向けて

集落座談会への参加

をお願いします！

令和７年３月に策定した地域計画ですが、計画の実行に向けた取組を進めるとともに、将来の地域農業の設計図を作成するため、今年度も下記のとおり集落ごとに座談会を開催いたします。

将来の農地利用のあり方について大変重要な座談会であることから、ご家族ご近所の方々をお誘い合わせのうえ、多数の参加をお待ちしております。

集落座談会（協議の場）とは？

■当初策定した「目標地図」や「地域計画」の見直しに向けた検討を行うため、産業振興課と農業委員会が連携して、各地域で集落座談会（協議の場）を開催します。

■見直しだけでなく、関係機関による「**農業講座**」も実施します。



集落座談会開催日程

対象地区	日にち	開始時間	場所
相米地区	令和8年11月24日（火）	午後6時	相米地区へき地保健福祉館
石亀地区	令和8年11月26日（木）	午後6時	上郷公民館　和室
来満地区	令和8年11月30日（月）	午後6時	上郷公民館　和室
原地区	令和8年12月2日（水）	午後6時	都市農村交流センター　和室
田子地区	令和8年12月4日（金）	午後6時	田子町中央公民館　和室
清水頭地区	令和8年12月8日（火）	午後6時	清水頭地区総合研修センター

皆様が所有・利用する農地が属する地区の座談会にご参加下さい。
（複数参加可・事前申込不要）

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）とは？

■ 農業者や地域の皆様の話合いにより策定される、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

■ 農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和５年４月１日施行）により、令和７年３月末までに策定することとされています。

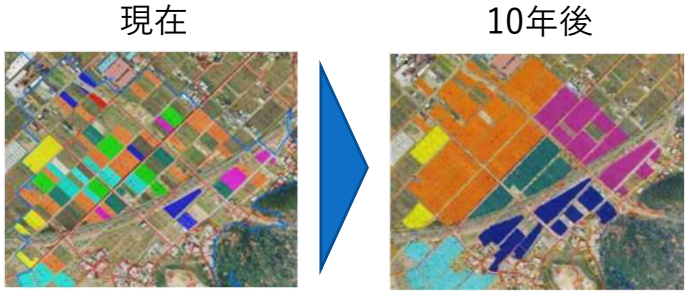
※田子町では、令和７年３月１３日に策定しました。

人・農地プラン（地域農業の将来のあり方）　→（法改正により）→　地域計画（地域農業の将来のあり方 ＋ **目標地図**）

目標地図とは？

■ 地域の話合いと農地の出し手・受け手の意向を踏まえて、10年後の耕作者を農地１筆ごとに位置付けていくもので、地域計画に添付されるものです。

（注）目標地図の作成によって農地の権利設定がなされるものではありません（別途、手続きが必要）。また、随時見直しが可能とされています。



目標地図のイメージ

地域計画の区域や**目標地図に位置付けられた経営体**であることが、農林水産省の多くの**補助事業で要件化**されています。

※詳細は各事業要件をご確認ください。

地域計画の見直しの流れ

意向調査の実施 → 集落座談会（協議の場）の開催 → 目標地図の素案の作成 → 関係機関への意見聴取 → 地域計画の案の公告（縦覧２週間） → 地域計画の更新・公告 → 地域計画の実行・更新

【お問合せ先】産業振興課・農業委員会（20-7116・20-7120）